

第1日目(2月22日)

議長(松原良道君) おはようございます。ただいまから平成18年第1回南魚沼市議会臨時会を開会いたします。

議長 ただいまの出席議員数は28名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

なお種村充夫君葬儀のため欠席、角谷英一君検査入院のため欠席、林市民課長通院治療のため欠席、星野参事代理出席、富山農業委員会事務局長公務出張のため欠席。届けが出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、議席番号9番・遠山 力君、及び議席番号10番・牧野 晶君の両名を指名いたします。

(「9番了承」「10番了承」の声あり)

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は本日2月22日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日2月22日の1日間と決定いたしました。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。

報告はお手元に配付のとおりといたします。なお2月8日に全国市議会議長会から豪雪見舞金として5万円を受理し、一般会計に繰り入れたことについても報告いたします。

ここで教育長からの発言を求められておりますので、これを許します。

教育長 おはようございます。先般2月8日でありましたが、大崎小学校で灯油が流出するという事故が発生をいたしました。既に新聞等でご承知かと思いますが、ここでこの場をお借りいたしまして、若干の経過の報告とあわせてお詫びを申し上げたいとこのように思います。

2月8日木曜日でありましたが、7時45分、職員が平常どおり燃料の量を確認した上でストーブに点火をいたしました。10時45分になりまして、中継タンクが空になったという警報が発せられまして駆けつけて調べたところ、既に約3,000リットルの灯油が流出していたということがわかったところであります。その後、油が漏れないように処置をした上で専門業者に点検をしていただきまして、地下タンクには異常がない。この学校につきましてはタンクから一旦屋上にポンプで上げまして、それが自然流下で各教室のストーブに給油されると、こういう構造でありました。なおこの給油の配管が校舎の外壁に金具で固定されておったというものであります。

原因については定かにはまだなっておりませんが、おそらく雪の重みで配管を支えている取付金具が損傷を受けて結果として配管に傷が入ったものだろうと、こういうふうに想像し

ておるところであります。翌日になりまして業者から配管の点検を行っていただき、損傷のあると思われる部分について止めまして、油を送り校舎のストーブは使う状態になったという状況でございます。

原因について今申し上げたように想像の段階でありますし、なお流出した範囲につきましても一面雪の下でありまして、まだ確認がなされておられません。今後雪解けを待ちまして、どの範囲までというふうなところについては確認をした上で対応をしてみたいと、こう思っております。

ただ、近所に4～5軒でございますが、井戸を使っておられるお宅がありますので、これにつきましては第1回目の水質検査を、昨日採水をいたしまして検査機関に依頼を出したところであります。今後定期的にこの水質検査などもやり、地域の皆さんへの影響がどのくらいになるのか確認しながら、しかるべき対応をしてみたいと思っております。なお本日午後7時半から大崎小学校を会場にいたしまして、地域の皆様への経過の報告、あるいは対応についての説明をさせていただこうという段取りでございます。

市民の大切な財産をお預かりして管理していくという責任を負っているながら、こういうふうな事故をおこしましたことにつきまして、まことに申しわけなく、お詫びを申し上げます。以後このようなことがないように十分注意し、また指導をしてみたいと考えておりますので、このたびにつきましてはお許しをいただければありがたいとこのように考えるところでございます。以上であります。

議 長 以上で報告を終わります。

議 長 日程第4、第1号報告 専決処分した事件の承認について（平成17年度南魚沼市一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長 （説明を行う）

議 長 質疑を行います。

牛木芳雄君 18ページ、総合福祉センター関連のことでちょっとお聞きしたいと思います。このしらゆり荘を代替として取得をし、これを代替施設にするということを報道で知ったわけです。これを市が買い受けて代替施設として運営をしていこうという、その経緯について時間的なことも含めて、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

市 長 12月定例議会に具体名は出しませんでしたけれども、代替施設を取得して、今の福祉センターの補修等を行わないでやっていこうという方針を出させていただきました。県からはずっと以前からこのしらゆり荘を閉鎖をしたいと。当初は、あの土地はしらゆり荘を建設する際に旧六日町が市に寄付をしていた土地だったというようなこともありまして、最初は無償で中も皆お色直しをしてどうだというようなお話もありました。そのときはそうであればいただきましょうということだったのですけれども、それは担当の考え方でありまして、徐々に県の方で上へ上がって行くにしたいがそれはだめだということで、5,000万円から8,000万円前後で売却をしたいということになりました。

その時点ではまだ福祉センターのこのことは発覚しておりませんでした。ですのでとてもそこへお金をかけてしらゆり荘を私どもが買い取るということはできませんので、市としては県が自由に売却していただいて結構ですという回答をしておりました。その直後にこの福祉センターの問題が出まして、県にまたすぐお話をしまして、事情が変わったのでちょっと待っていただきたいということで今日まできたわけであります。

その後12月議会でご報告申し上げましたように、今の福祉センターの補修、補修でも約2億8,000万円。そしてそれで100パーセントということではないというような結論が出ましたので、正式に県の方にこのしらゆり荘を譲渡していただきたいということをお願い申し上げまして、今日にいたっているわけであります。まだ有償か無償か、その辺の決着がついておりませんが、なるべく早いうちにその決着をつけなくてはならないということでもあります。そういう経過でまいりました。

牛木芳雄君 今、市長が私に答弁したようなことは、初めて正式に議会として私は聞いたわけですが。これはもとはといえば今言ったように、坂戸にある福祉センターの異常ということで。この異常についてはすばやい対応を市当局はしていただいた。見つかってすぐに各派代表者会議を開き経緯を説明して、これこれこういう経緯でこうだったというふうに議会に説明をしてもらったわけですが。いわばその面では執行部と議会は同じ情報を共有していったわけですが。

今、この代替施設のしらゆり荘を取得をするということに対しては、私は具体名を正式の議会の場では聞いたことはなかったわけですが。報道機関の方が先行して、報道記者会見で先般2,000何百万円で売却をするようにというふうに、南魚沼市が買うようにということがNHKで報道されたわけでありまして。何回かそういうことが報道の方が先行したということがありました。

私はこの施設を買うのが良い、悪いということではありませんで、いい方法だと思っています。ただ議会に対する説明をどういうふうに市長は思っているのかなということなんです。今回、これが専決で出されました。この専決は1月20日に専決処分を市長がしているわけですが、その後に多分社厚の委員会があったと思うんです。そのときにはそういうものを視野に入れながら市としては検討しているんだ、というふうに説明があったと私は聞いているんです。

そうするとその前にもうこの予算計上をして、390万円という改修をするということも、もう市が引き取って、県から買い取ってその代替とするというふうに決まっていたと思うんです。私はこのしらゆり荘を代替施設として市が引き取る、この経緯についても、もう少し議会と協議をしたりあるいは議会の皆さんに情報を公開するといいますが、考えをもっときちんと相談をしてもらいたかったな、というふうに思っているんですが。この点をお願いいたします。

市長 おっしゃることが議会軽視的に、ということであればそれは私がお詫びを申し上げますが、事情も事情であります。そして私は社厚の委員会の中には、その具体名

は出したような気がするんですけども、違っていたでしょうか。それで県の責任はどうだとか、いろいろのお話もそこで申し上げたつもりであります。

それはそれといたしましてこの問題につきましては、非常にまだ複雑な問題がいっぱいありまして、方向的な部分は定例記者会見の中では話をしておりますし、県も一緒に記者会見をやったことがあります、あれは議会の最中でだったでしょうか。そういうことも含めまして、それこそ議会の皆さんを臨時に招集してなんていう部分にはあたらないという私の判断でありましたが、指摘されるようなことで、議員の皆さん方が議会軽視的につながるということであれば、以後は十分注意をいたします。ですがその伝達の方法ですね。これはやはり例えば議長に伝えておけばいいとか、そういうことであればですが、ちょっとその方法をお考えをいただきたいと。

それから記者との懇談でありますけれども、これは月1で大体やっておりますので、ちょうど私どもの方針がある程度固まったりとか、そういう部分が出れば、これは断続的に話しております。けれども私はそれが議会軽視だとか、そういうことにはつながるものではないという考え方で、今までもやってまいりました。やっぱりマスコミにつきましては善し悪しは別にいたしまして伏せておかなければならない部分は伏せておかなければなりませんけれども、ある程度もう公開できる部分ということについては私は積極的に公開するという方向でありますので。もしそれが勇み足的でありましたらお許しをいただきたいと思っております。決して議会を軽視しようとか、そういうつもりでは全くございませんけれども、ご指摘いただければまた今後反省をいたします。

牛木芳雄君 ありがとうございます。正式に具体名としてしらゆり荘ということ、あるいは金額面まで報道から聞いたということは、私としてみると議会の面子はつぶれたなというふうに思うんです。私はこんなことは言いませんでしたけれども、今、市長の答弁の中で市長は議会軽視だという発言がありました。先ほど申し上げましたように、もう少し議会で相談をしていただければよかったかなというふうに思うんです。

市長もかつては16年も20年も議員を経験をしたわけでありまして、私は一緒に市長と議員の席を並べたことはありませんけれども、違う立場で6年間市長の、当時井口町議の議会に対する考えやあるいは質問に対する自分の気持ちと違いますか、あるいは議長になってからの井口議長の議会の采配等を違う立場でみておったのです。議会の権威というものを相当重んじた方だなというふうに思ったわけです。

ここで立場が変わると、今度は執行者の立場になったわけですから、これらもやっぱり議員の皆さんにももう少し詳しくいろいろな複雑な問題が、というふうな発言がありましたけれども、これらを考えてももう少し私たちに情報開示をしていただいてもよろしかったのではないかな、というふうな感じがしていますのでそういうことでもあります。

市長 金額が発表されたというのは、どこの報道機関でどういう金額が発表されたんでしょう。私は先般の記者会見のときは、この問題について損害賠償請求に踏み切らなければならないと。概略の金額は4億円から5億円前後になるだろうがこれはわかりません

と。こういうことは申し上げましたが、具体的に千何百万円とかというのはどこの報道機関が発表していたのでしょうか。

牛木芳雄君　私の記憶が間違いなければNHKのニュースだったと。2,600万何がしだというふうに私は聞きました。前に私たちのクラブの勉強会のときには3,000万何がしかなというふうな総務課長からそういう話を聞きましたけれども。もっと安い金額で買うんだなというふうに、私はそのニュースをみながら。NHKニュースであります。

市長　NHKは当日の記者会見にはおいでになっておりません。テレビはNST。あと報道機関は、新聞は朝日が欠席いたしまして、日報、読売、毎日、そして魚沼新報。NHKは私は取材を受けた覚えはございません。でするのでその2千何百万円という数字がどこから出たというのは全く私はよくわかりませんが。NHKであれば会見に立ち合っておりませんのでどういうふうに入手されたのかちょっと私はわかりませんが。何らかの中でみたのかそれはわかりませんが、NHKについては取材を受けておりません。

私もまだ県からしらゆり荘を例えば2,600万円とか、3,000万円とか、ただかとか、その決着はまだついていません。まだついていないんです。ただ、新年度の予算の中には、今、県が言っている部分の予算計上は、最悪といいますかそうなった場合はということで計上しなければならないと。そういう思いで計上はしてありますが、まだ決着がついておりません。改めてまた県の方に無償譲渡を今、申し入れているという最中であります。

議長　ほかに。

阿部久夫君　今の先ほどの関連の質問と、もうひとつ14ページの学校での学童保育施設の改修工事について2点お聞きいたします。

先ほどのしらゆり荘の話、私もテレビで見させていただきました。正直なところなんで何の話もない中でこういったNHKの人が放送するのかな、というふうに私も半信半疑でしたが、確かにNHKで放送してそしてやったと。これはおそらく見た方は間違いのないと思いますが。私はこれからはやはり今までの福祉センターについては、県の責任もあるし、しらゆり荘は非常に老朽化して県も手を離したいと言って。そこで市がたまたまそういった状況でそこへ入れるということになりますと、私は絶対これは県から無償提供をしていただきたいと。やはり県にも今までの福祉センターの検査についても相当の責任があるわけですから、これからこれはお金がいるだのなんて言っていないで、完全に強気で無償の方向でいていただきたいというふうな思いでございます。どうかお金をかけることなくできるだけ無償の方向でしていただきたいと思いますが、それについてもう一度、市長にお聞きいたします。

それから学校の学童保育。大変私も学童保育に対してはいろいろ。当初学校の中で学童保育をやるということは、非常になかなか大変だといわれたような説明が確かあったと思います。いろいろ学校の関係の中でも。でもこうして改修工事をして学童保育をやっていただけるということは、正直ありがたいなとそういうふうに思っているのです。もし今後どの地域でもそういった学童保育の参加者が多くなるとすれば、学校の施設には改修をはかっていけるのか。できればやはり今の子供達も親も、学童保育にだんだん非常に関心をもってきて

いる中で、できるだけ各学校の中でも学童保育を積極的にやっていただきたいというふうに私も思っているのですが、そういった要望があればこれからも広げていくのかいかないのか、ひとつご答弁をお願いいたします。

市長 お答えいたします。最初の件でありますけれども、前に社厚の委員会でご説明申し上げましたように、県の責任が問えるのか問えないのかという、これは非常に難しい問題でありまして、弁護士さんもまだそこははっきりしないと。

そしてその後に浮上した問題でありますけれども、例の姉齒問題でユーザーがいわゆる国ですね、審査機関の国を訴えて今いるわけであります。そうしますとこの決着がどうつくかわかりませんが、つくまでは全く私どもが県に対してどういう責任でどうだということは言えない状態でありまして、責任があるというふうには断言ができません。これは弁護士さんの見解では非常に難しいと。県の責任を問うのはですね。これは社厚の委員会のときも説明申し上げました。

そしてテレビ報道にもありましたように、私はNSTを見たんです。それから新潟日報を見ましたが、設計業者、請負業者に損害賠償をすることは、これは法律的に可能だと。請負業者に関しては無過失責任という、そういう法律用語があるそうでありまして、過失はないけれども責任はあるとこういう見解であります。

ですのでその弁護士さんの見解に則って、これから請求、賠償額をどの程度に定めるのか、協議をしながら進めていかなければならない。ただしこのことで市内の業者が即座に倒産とか、そして職員の皆さん方が皆職を失うとかというそういうことは、何とか避けていきたいという思いもありますので、これからどういう方法が一番いいのか。

賠償請求はしなければなりません。しなければ市が今度は責任を問われますのでしなければなりません、その辺の方法についてはまたよく相談をしながら、これは3月の定例議会中に額がある程度確定をしていくことになるのかちょっとまだわかりませんが、確定をしたら、また皆さん方には当然ですけども報告申し上げよう。

県の責任を問えるか問えないかというこのことが判明するまで、ではしらゆり荘を取得もしないですとこのままでいいのかといいますが、やっぱり総合福祉センターの代替施設を早く作ってくれという大変な声が届いております。県とはその責任論は一旦こちらへ置いてですね。弁護士さんもそれはそれで後ほどの裁判結果やそういうことの中で県に責任が問えるということであれば、それはそのときで可能です、というお話もいただいております。

それで今、福祉センターの代替としてしらゆり荘を、県は2,400～2,500万円ですか2,600万円、ここまでがぎりぎりだというお話をしておりますが、私どもは何とか無償でお願いしたいと。そういうことを今お願いしているわけでありまして。これは例えば、2,400～2,500万円払わなければならないにしても、早く取得をしてその代替施設として利用していかないと市民の皆さんに大変な迷惑がかかりますので、その結果も大体3月内には出るだろうというふうに考えております。

ただ県が無償でこのことを、では譲渡をするよと言ったときに、今度は後々の責任論、県

に対しての責任の度合いとか、いわゆる私どもの方から例えば責任があるというふうに認定をされても、その責任を放棄するのとかいろいろまだ問題がでてきますので。とりあえずはそれはこちらへ置いて。ですのもしかするとお金を払って取得をして、責任は責任でまた別個に問えるなら問うとかそういうことになるかもわかりません。これはまだちょっと不透明ですのもう少し。ですのも極力市の財政に影響を与えないような方向で調整をしたいと思っていますけれども、相手があることですので何とも申し上げられないというところがあります。

学童保育につきましては、教育長、大変学校の方との連絡もきちんとやっていただいて、ようやくまた学校が使えるという部分が出てきました。今までは城内小学校だけだったんです。なかなか学校を使わせていただけなかったんですが。ですのもまたその地域地域で学童の組織ができ上がってまた学校を使う。学校側もこの部分であれば大丈夫だということができれば、当然やっていきたいというふうに考えております。

阿部久夫君　　大変、学童保育の方はひとつこれからもよろしく願いいたします。

先ほどのまたしらゆり荘の話ですが、本当にそういった話の中でテレビの放送の中では、市がまた1億いくらかけて改修し、そして利用するというのもう全国放送で放送されているんですね、やはりね。おそらく相当の方が見ていると思います。

どこへ行ってもしらゆり荘はすぐ改修されてそしてもうやるんだと。さっき牛木議員が言われたように我々は本当に正直いって、まだ決まっていなわけなのだが、というふうに思ったのですが、もうテレビの中ではちゃんと2千いくらかけてそして1億円ぐらいかけてやるということは放送されております。先ほど市長の説明の中では改修費の方は全然話されていないのですが、そういった改修費の方についてもかなり話は進んでいるんですか。

市　　長　　どういう事情になるうとも、しらゆり荘を改装して1日も早く市民の皆さんから利用いただく、社会福祉協議会の事務所もそこへ入ってもら、ヘルパーセンターもそこへ行ってもらということ。ただその改修費、改装費ですね、これは見積りは出てきました。1億2,000万円くらいですか。非常にまだ内容が雑駁といえますか贅沢過ぎるといえますかそういう部分もありまして、今、助役がそれぞれ精査をしているところであります。相当減額部分が出てくるんだらうと思っておりますけれども、これについては3月定例議会の新年度予算の中で、皆さん方にきちんとした数字が示されると。

概略のその見積り部分の取得もあわせて1億4,000万円くらいですか、という部分は概略の数字としてはつかんでおりました。先ほどの牛木議員からの話でNHKですが、電話で取材が若干あったようであります。これは私の管理不行届きといえますかそういうことでしたので失礼いたしました。NHKは当現場にきておりませんでしたので私はNHKのニュースというのを全く知らなかったわけですけれども、そういうことです。

それで今、牛木さんの方からおっしゃっていただきましたが、こういう問題を議会の承認なしに発表したとかですね。まだ取得はしていません。それから改装もまだ請負に出したわけでもないですので、そこはひとつ分けてお考えいただいて、市の、市長の考え方、方向

としてそういう方向に進みたいと、こういうことを私は記者団の皆さん方に申し上げたということです。まだ決着がついたとか、全くそういうことはありませんのでその辺をちょっと、まあ報道の仕方もありましょうが、ご理解をいただきたい。

ただしらゆり荘は、必ず取得をして改装をして代替施設にあてていくという気持ちに変わりはありません。予算を議会で否決されれば別でありますけれども、そうでない限りはやっていきたい。先ほど牛木議員のことにも触れましたが、そういう部分で議会の皆さん方がそういうことは議会軽視につながるものだというご指摘であれば、以後は反省をして気をつけます。

笠原喜一郎君　　2点ほどお聞きをいたします。前段の、今のやり取りを聞いていて皆さんが感じていることだと思いますけれども、しらゆり荘を取得して町民のサービスに伝えると、そのことについては何ら異存はないわけです。ただ、今回の補正予算は専決であります。はたして雪が降る中で待ったなしの除雪費を専決処分をするという、そういうことについては何ら問題ないわけです。だけれども1月20日に専決をしたと。保育所は国との関係の中で仕方なかったかもしれませんが、しらゆり荘の取得、あるいはそれに伴うところの設計、そういう部分がはたして専決として馴染むのかと、そこだけなんです。

ですからこの議員必携に書いてあるように、なるべく専決というのは慎むべきだと。万が一やるとしても4つぐらいの条件の中で時間がないと、そういうときにはそれも仕方ないだろうというふうに書いてあるわけですが、その部分のなぜ専決をしたかという、そこがまずきちんと触れられていないから今のような質問が出てくるわけです。このことについてもう少し丁寧な説明をお願いいたします。

もう1つは、私は今回の補正予算というのは、どんな予算を組むかということで非常に期待をしていたんです。というのはここに今回の9億円という予算を補正された中で、大部分は除雪なんですね。除雪と保育所がありますけれども、それが大部分なんです。それは確かに市の立場からすれば、これだけ雪が降って除雪経費にかかるんだからそれに補正をするというのは、それは市の側の考え方。

しかし1月17日に、これは日報の記事ですけれども、こういうことが書いてある。「客足は減」と。商店街ですね。そして「除雪費は増」という形で特集が出ていました。というのは救助法が適用されても、要援護世帯あるいは除雪経費とかという部分の支援はありますけれども、一般の方々については何も無いわけなんです。そういう中で確かに背に腹はかえられないんだと。銭がなくて除雪費にまわさなければならないというそのふところ事情はわかりますけども、一般市民はこういう中、この補正の中で市がどういう、やはり市民の立場に立って予算を組むかと。私はやっぱりそれを期待をして今回の補正をみていたんです。だけれどもそういう意味の部分はなかった。

それで商工観光課長にお聞きをいたします。今、三条だとか、あるいは中越の中で水害があったとか、あるいはそういうときにプレミアムつきの商品券というのを発行して、少しでも活気付けようではないかというような考え方がありますね。確かご承知だと思いますけど



も。この補正を組むときにここに書いてあるように、お客さんが来てくれないんだと。雪片付けやあるいは風評被害で来てくれないんだと。そして支出はいっぱい出るんだという中で、その2つを組み合わせたときにこういうプレミアムつきの商品券を発行して、少しでも市民にはちょっとは暖かい気持ちになったと。そして商店街やそれらの方々にとってはそれなりの起爆剤になるとかと。そういうふうな考えで予算を編成をしたらどうですかというようなことは、この補正案を組むときにありましたかどうか。その2点をお聞きいたします。

市長 しらゆり荘の改装の設計委託の専決であります。これは先ほどいろいろお話申し上げました、1日も早く開園といいますか、市民の皆さんにご利用いただきたいと。そうなりますと新年度の予算に計上しなければならない。新年度予算は、今日始まって今日できるという問題でもありません。それででは改装費にどのくらいかかるのか、1日も早く一刻も早くこれを調査してもらわなければならないと。そういうことでこの20日付の専決処分にさせていただいたということでもあります。

全く1日も早くというそういう意味で、専決に馴染む馴染まないはまたこれはそれぞれご意見ございましょうけれども、そういう思いで市民の皆さんに1日も早く。ご承知のように新年度予算の編成というのは相当前から始まっているわけであります。財源的にも非常に厳しい中で実際本当にこれが予算に組み込めるかどうか、そういうことも含めて1日も早く、この改装費がどの程度かかるのかということ把握するための処置でございましたので、ご理解いただきたいと思えます。

それから、この補正そのものは、今、議員おっしゃったように市民生活のそういう部分にまでとても入り込む余裕は全くありませんでした。市の、おっしゃっていただいたように除雪費がなくなる寸前、これをとにかく一刻も早くやらなければならないと。それが主でありましたので、商店街が苦しんでいる、一般の市民の皆さんが苦しんでいる、これはよく承知をしておりますけれどもそこまで。では対策をどうすればいいのか、あるいはどういうプレミアム商品券でも何でもいいですけれども、そういう部分を組み込めるというところまでの余裕は、この専決の予算の中には時間的な余裕も含めてなかったというふうにご理解をいただければと思います。

若干、さっきの新聞に出たことも含めて、屋根の雪下ろしあるいはアーケードの雪下ろしには金がかかる、お客は来ない。ある議員からもそういうお話がありましたが、具体的に該当する皆さん方がこういうとにかく例えば援助をして欲しいとか、こういうことをやって欲しいということは、直接まだ私の耳には来ていなかったものですから。その当時はですね。今もまだ来ておりません。そのことについてはですよ。ですからそういうことは全く念頭に置かずにはこれは組んだということでもあります。商工観光課長も確かそういうことだと思っております。これから例えば相当な影響が出ていて、商店街の皆さんがどういう動きが出るのかこれはわかりませんが。そんな思いでいわゆる市道の除雪を主にとということでありました。

商工観光課長 今の件でございます。私たちに補正の関係の指示があったのは、先ほど

議員さんおっしゃいましたが、不要不急の今どうしても必要なものということで、私たちの方には一応除雪経費にある程度絞って要求をするようにと、こういう指示がございましたので、先ほど市長が言いましたが、特にその辺は検討いたしませんでした。

それから市長の方からも今ほど話がございましたが、今、スキー場関係等々から何か対策がないかということで逆に市の方で考えるとはいわれております。ですが逆にそういう言い方ではなくて、今どの程度困っているのか具体的な数字をあげて示していただきたいと。その後ぜひ相談をさせていただきたいというようなことで、今、数字の積み上げをお願いをしている最中でございますので、付け加えて説明申し上げます。

笠原喜一郎君 最初の先決の部分です。最初に言いましたけども、本当に時間的余裕がないと、議会を開催する余裕がなかったということであれば納得いくわけですがけれども。今後のこととして十分に注意をしていただきたいと思っております。

それから予算というのはなかなかマジックだなというふうに思うわけですが、今、特別交付税あるいは除雪経費の繰り上げということで前倒しで来ていますよね。特交では1億4,100万円、除雪では1億3,600万円という中で、今予算は3億円、あるいは2億円という形で当てにして作ったわけです。けどもそれが思いのほか来た場合には、今言ったように市のことだけでなく、やはりそういう部分も少しは考えた中での予算組みもしていただければと思っております。以上です。

中沢俊一君 総合福祉センターの県への対応について、ちょっとお伺いをいたします。今の市長の答弁を聞いておりましたり、また先般の新聞報道で。私はある人からこれを聞かせてもらうまでこういう記事が見つからなかったものですからあれなんです。耐震偽装問題の決着を見ながら、というような表現があるわけです。けれども社厚の委員会で市長の答弁の中ではこういう表現もありましたが、県知事がああして県にも責任があるということを確認したと。これについては県の方にちゃんと事を分けてあたっていきたいというふうに言っていましたよね。下手すれば裁判、という言葉まで市長の口から出ました。私はそれを期待していたわけですよ。

だからこういう新聞報道で業者に対してまず一の矢を放ったと。二の矢、三の矢、私は県の方に市として出すものだと思っておりました。しらゆり荘をただでもらえばそれで済むなんていうような問題ではないと思っています。3億何千万円という起債が残り、それから今の総合福祉センターの壊し賃が4千何百万円残り、あとはこのしらゆり荘の買取から改修費からという、本当に5億円の金が市の負担としてこのままいけば残ってしまうわけです。我々議員の歳費が30人で1億5,000万~1億6,000万円です。3年分の我々議員報酬をどうするのか、市がね。これを市民の代表の我々が黙って、ああそうですかといって市のこの新聞報道のままでいたら、我々は問われると思いますよ。どうでしょうか。

市長 社厚の委員会のおきにも申し上げましたし、その後ヒューザーが国を訴えたわけでありまして。これはやっぱり裁判になるわけでありまして、その結果が出なければ軽々にもものは言えない。これは1つのその後の流れです。

社厚の委員会のおきにも申し上げましたが、弁護士は県の責任を問うのは非常に難しいということを申し上げているということ、これは私は申し上げたつもりであります。ただ私たちも考えれば、検査機関でありますからその責任がないなんてことはないだろうとそういうことも含めてきちんと県と交渉していきたいと。

ですから今の弁護士さんの見解では、県に責任があるということは絶対いえないということですから、賠償請求もできないんです。これは今できません。いくら強がってみてもどうしようもない。法律的にそういう見解が今は出されているわけです。

そしてしらゆり荘を無償譲渡したぐらいでは済まないとか、それは私どもの思い入れやあなたの考え方であって、法律的に済む、済まないなんていうことではないんですね。県の責任がないということになれば、しらゆり荘をただでもらえばこれは大変なことです。責任がないという結論も出るかもわからないものですから。ですから今まだその問題は決着していませんが、いよいよであればお金を払ってでも買ってでもあそこを早く開園をしていきたいとこう思うんです。

そういうまだ法律的にいろいろわからない部分を、議員のように我々議員は黙ってられないなんて話になりますと、では発注元はどうなんだと、発注元は。当時の六日町はどう責任取るんだというこういう話だって出ているんです。今は弁護士さんはそういう部分については責任は問えないだろう、と言っていますから我々は一切何も言わない。市民の中には当然、当時の人たちは何をしていたんだという話は出ています。そういうことはここで議論すべき問題ではないということです。ご理解いただきたい。

中沢俊一君 弁護士さんが何人か出てクイズ形式でやる番組がありますよね。それはこういう国の方のヒューザーの問題がありますから、判例は確かに出ると思います。が、やっぱりでも市の姿勢として、県知事もああして口を滑らせたかどうか知りませんが、県にも責任があると言ったし、また現に確認申請のときに県だって20何人という専門の技官を抱えているわけですよ、県の費用で。

私は住民感情として、また全国放送でみんな流れているわけですから、国民としてやはりヒューザーであれば国の責任。偽装と今回のミスは私は違うと思うんだけどやっぱり県はそれはちゃんとましてや公共の施設でありますから、ちゃんとその辺はみる責任が私はあると思います。ですから県知事があ言った以上は、やはり市としてみれば県の責任は追求していくという姿勢を私は貫いて欲しい。弁護士さんのそれぞれだってやっぱり見解が違うわけですから。それだけでも私はぶれないで欲しいと思うんですけどもね。いかがでしょう。

市長 私どもも県に何も言わないで、いやそのとおりだとかという、そういうつもりではありませんが、法律的に責任を問えないということになればいくらどうしたってだめです。今まだその見解がきちんと出ていませんけれども非常に難しいと。これは社厚の委員会のおきに申し上げたとおりです。

その後、さっき言いましたようにヒューザーが今度は国を訴えた。これでは裁判でどう

いう結果が出るか。国に審査機関としての責任があるということになれば、当然県としても責任があるという答は出てきます。知事も、年頭のあいさつに行ったときにも、県にも責任はありますと、そうおっしゃってますよ。おっしゃっていますが、その責任というものが道義的な責任なのか、金銭的に解決しなければならない責任なのかなんていうところは全然触れていませんから。ただ県も全く知らぬ存ぜぬではいけませんよ、ということだというふうに理解をしていただきたい。

これから知事との交渉も出てくるわけですので。あまり感情的になって県にもどうしても責任があるんだから、県の責任を追及しろ、追及しろなんていっても、追求する材料なんて全く今はないんです。弁護士は、弁護士はといいます、私どもは中沢さんという顧問弁護士をお願いをして今までずっと調査をしてきていただいたと、そういうことであります。ですから、これは議会の中で県の責任を追及しろなんて言われても、今、追及する材料は全くありません。

笛木信治君 災害救助費について2点ほどお聞きします。市も豪雪災害対策本部を設置していただきまして、十分、不十分いろいろありましようけれども、私は皆さん一生懸命やってこられたことに対してこれを評価するにやぶさかではございません。しかしながらこれで終わったというわけではないですね。豪雪対策はご承知のように、いよいよ春の雪消えまで私は続くと考えています。今後例えば、二次除雪であるとか倒壊家屋の片付けであるとか、あるいは作付けに関する除雪であるとか、いろいろな問題があると思うんです。そうした二次除雪についての対応が今までどおりの対応で間に合うのかどうか。あるいはまたやはり特別にそこは対応していくというふうなお考えがあるのかどうか。ひとつお聞きしたいと思います。

もう1点は、この災害弔慰金です。不幸なことに当市でも5名の方が犠牲となられたわけですが、これに対して国、県、市を合わせて弔慰金が支給されることになりました。ここでは750万円ほどあげられておりますが、これは私は5人というふうに考えておりますが、人数からするとこの金額があわないような気がします。この内訳をちょっとお聞かせ願いたいと思います。以上2点をひとつ。

福祉課長 今後の災害救助法に伴う除雪の関係でございます。これにつきましては現在、住宅の屋根雪除雪、それから下雪除雪等を実施しておるわけですが、そういった必要が生じればまた引き続きやるというふうなことになります。それから倒壊家屋等につきましては、これはすべて対応できるということではなくて、その倒壊した家屋の影響で例えば隣家が被害を受けるとか、道路の方に崩れ落ちてきて通行が阻害されるとかという、そういった公共的また隣地等の被害が見込める場合については災害救助法の対応になりますので、それぞれの事例にあわせて対応していきたいというふうなことで考えております。

それから、災害の弔慰金の関係でございます。今回、専決補正というふうなことでその時点で見込まれた3名の方について、この方々はそれぞれ世帯主ということではなくてそれ以外の方でございましたので、1件250万円ずつということで費用としては750万円あげ

てあります。そのうち4分の3が県の負担金として入金になるというふうなことでございます。

今ほどいわれましたように現時点で5名の方が残念ながら亡くなっておられまして、そのうちの1人の方については、甲慰金を受け取る資格のある方というのがこれも法律で定められておりまして、兄弟、親、祖父母、そういった直系の方に限られております。この1人の方は、たまたま甥さんの所に同居しているというふうなことです。これは県とも協議したのですが法律上はそれは対象にならないということで、残念ながらこの甲慰金の対象には1人の方はなりません。もう1人の方が、この方は世帯主の方1人が残っておりますが、これにつきましてはその後の話でしたので、3月の補正、これから審議いただきますが、そちらの方に計上させていただくというふうな予定であります。以上でございます。

笛木信治君 春の二次除雪については対応されるということではありますが、これは当然のことながら雪が残るわけですね。この作付けに關しての道路除雪、あるいは圃場の消雪あるいは除雪というようなことが当然出てくるわけです。やはりそこは南魚沼市、農業市でもありますから、ひとつ従来の形を超えた対応をお願いしていきたいと思ひます。

甲慰金について。これは基準があるということをおも承知しておりましたが、今回はその3名ということで、そうすると5名の犠牲者の内4名が対象となって、1名は世帯主として500万円が対象になるが、あと3名は250万円。ということで今回その3名分が予算化されているというふうに。あとのその世帯主の場合には、この次の3月予算ということになるわけでありませうか。はい、わかりました。

遠山 力君 それでは2つお願いしたいのですが。先ほどの関連ですけれども、確認申請のことで私が勘違いしていれば別なんです。国というのは、直接自分が確認の審査はしないと私は思っております。確認審査をするのは、国が1998年に確認の事務を民間でもできるようにしたわけです。そのとききちんと設計書の間違ひを見抜けないような人に委託と申ひますが、その権限を与えたということに關して国は大きな責任があるというものと私は思っております。

そして、實際確認、審査をするのは、この地区であれば県であります。県がしました。それでいくら相当大きなバブルのとき湯沢に出来た30階建ての建物でも、湯沢町とそれから土木事務所の建築主事がしたわけです。そういうわけですので、県の方の責任は實際に審査をした責任であるし、国の方の責任は、そういう大事なことを民間に任せられた責任ではないかと私は思っております。

そして民間の方でそれを受けた方は、確か建築士の資格を剥奪されている、取られているということは責任があったというふうに国もいっているのではないかなと私は思っておりますので、県の責任についてのこと、もう1回整理した回答をお願いしたいと思ひています。

それからもう1つは、今回の大雪は平成18年豪雪というふうに正式に名前がついたぐらいの豪雪で、皆が大変だったわけなんですけれども、そろそろ終息なんです。他所から応援をいただいた実績、そろそろまとまっていると思ひますので、それを教えていただきたいと

思います。以上2点をお願いいたします。

市長 今のそのユーザーが国を訴えた、あるいは確か県も訴えているのかもわかりません。要は自治体として国としてやるべき業務をいわゆる民間に任せてもいいという規制緩和的なことがありますて、民間に任せたと。任せても最終的には任せた責任というのは出るわけですので、そういう部分も含めて訴えていると。ですから今、私どもは県が直接やっていただいたわけですが、同じことだというふうに理解をしております。ユーザーは確かどこかの自治体、県だかなんかも訴えていると思うんですね。実際やった機関、アイチクですか、ですからそういうことです。同じことです。

要は確認機関がこれを見逃した、その責任を問えということですから同じことなんです。例えばそれが民間に委託されていた機関であってもですね。確認機関というのは県であったり国であったりあるいは国から委託を受けたといえますか、そういうことですから同じです。そこにもし責任があるということが出れば、当然県の審査機関としての責任は出てくるということです。ですので同じだというふうにそれは考えています、私は。確かそうだと思います。

あとは課長が答弁いたします。

福祉課長 応援をいただいた方、これは1月末までの関係でございますが、1月12日に加茂市の消防団の方29名来ていただきました。これに伴って六日町と塩沢両消防団の方からあわせて40名、消防署の方から5名ということと、それから市の職員もそこへ3人参加しまして、6世帯について除雪をいたしました。

具体的な事例は斯う斯うでございますが、それらを含めて1月末現在で消防それからボランティア、社協の職員、市の職員で直接除雪をした棟数が30棟でございます。2月に入りましても2回ほどボランティアにお願いしたケースがありますので、その数字はちょっと私今、持ち合わせておりませんがこれにプラスされるというふうなことです。以上でございます。

遠山 力君 最初のことなんです。市長がおっしゃったのは先ほどは国だけだったものですから、今、地方自治体も訴えたということになりますと、これは私も理解できます。国だけだということになりますと私が言ったように、国の責任というものは直接確認を審査したわけではないということがありますので、別だと私は今でも考えております。だから地方自治体を訴えるということは確かに訴えています。地方自治体を訴えたのはそれは確認事務を、設計書をきちんと読まなかったということでありますので、結果的にはそれで今は了解いたします。

それから除雪の応援のことなんですけれども、私も社協に聞いてきました。そうしたら2月13日、ボランティアが14人、それで市内3カ所を雪掘りしたということ、これが最大の一番の大きな日であったと。3カ所しかできなかったのかと聞きましたら、3カ所というのは、その人たちだけではだめだから人をつけて出さなければならない。社協の方から1つのチームに2人ずつ人をつけて安全確認ですか、そういうものをしながらするから、

最大でもそのぐらいしか人間は出せないし、班は3つぐらいが限度なんだと。

確かにそのとおりだと思います。ほかのボランティアと違ってこれは非常に危険を伴う作業ですので、やたらの人に、あなたたちはどこそことどこそこへ行ってくれなんていってほったらかしにはできません。ですけどもそうでしたら、今度、受け入れ態勢といいますか、私たちの方でせっかく来てくれるといった方を有効に使えるように、例えば5カ所、10カ所に並行して作業ができるような体制を作っていかなければならないのではないかな、と私は考えるんです。

それにはひとつの話として県にスコップ隊といいますかボランティアのがありまして、あの方たちの中には南魚沼市はなんで呼んでくれないのかなと言った方がいたということを知っています。それは聞いておりますので、そういう方たちに来ていただいているには、こちらの受け入れ態勢をちゃんと作らなければいけない。

消防機関には受援計画というのがあります。これは大災害で自分たちの手に負えなくなったときは他所に早めに頼んで早めに来てもらって、それでいい仕事をしてもらう。それには受け入れ態勢の計画をきちんとしておいて、普段からそれができるようになっていなければ、豪雪になった、では今これからそれをしましょうというのは、なかなか立ち上げるのが難しいしノウハウもない。結局は来てもらわなくていいということになってしまうので。今、確か防災計画作っている最中だと思うんですけども、今までの六日町の古いのもう参考になりませんが、大和町が13年に作ったものがあります。これには応援を受ける、いざというときは受けるというのが何カ所も載っております。災害対策基本法の29条、30条、67条、68条。地方自治法にもそういうものは助け合うということが載っております。では来てくださいというそれには自分たちの体制が整っていないといけない。

それなども今度作る防災計画にぜひ私は入れていただきたいし、そういう計画作ってボランティアでいえばこれは社協ですから、社協だけではなくて社協とこちらの方の災害対策本部と連絡を密に取って、そして10何組、20組ぐらいも来た方全部に現場で働いていただくようにすれば。本当に今回はいつ来てくれるんだという弱者の方が大勢いたんです。そういう方を少しでも早めに安心させるには、そういう手立ても市としては組んでおかなければならないのではないかと思いますので、ひとつまたよろしくお願いします。そこら辺のお考えを。

市長 今回の雪害といいますか豪雪に対してのボランティアは、先ほど申し上げたとおりであります。さいたま市とか深谷市の皆さん方からも、とにかく困っているそうだからボランティアで行きたいと、行こうというお話がまいました。ですがやっぱりお話を伺ってみますと、当然ですけれどもちょっと大げさに言いますと、長靴はないスコップはない手袋はない、当然ですけどスノーダンプはありません。そしてスノーダンプは使ったことがない。こういう皆さん方を本当に好意はありがたいんですけれども、もし受け入れるとすれば、もう1人に1人ついては足りないぐらいの状況になるという、こういうことであります。

知事からもこの間、市長会のときにボランティアを受け入れなかった自治体があるという、私のところと魚沼市であります。2人で知事にちょっとお話を申し上げましたが、この雪の中で実際にボランティアとして 気持ちはありがたいんです。除雪作業ができる、そういう方であれば私もはいくらでも受け入れさせていただきたいんです。けれども全く未経験であったり、県の建設業協会もダンプもっていこうかショベルもっていこうかそれをみんな出せとかという話であったんですけど、全く知らない人が例えばバックホーを持って来ても、どこへ行って何をしたいかわからない。それで行ったにしても誤って家を引っ掛けたり、全然現場のわからない人が。とてもそれはちょっとうまくないということで、市内の建設業協会、郡の建設業協会の皆さんと相当綿密な打ち合わせを助役を筆頭にしてさせていただいて、時期的に若干遅れる部分はあっても必ず責任を持ってそういうことはやりますと。そういうことの中で今回は切り抜けたわけでありまして。

そして市の職員は、公共建築物を全部除雪隊を組んで出ようということで、出させていたでいて、そこである程度浮いた労働力といいますが、業者にお任せしていた部分を市の職員でやって、その浮いた部分の業者の方が今度は市民の方にまわったということで何とか切り抜けてきました。

ボランティアの受け入れ態勢についてはきちんと整備はしていかなければなりません。ですが遠山さんは専門家ですからわかりでしょうが、例えば水害、風害、地震、これらで家屋が倒壊したとか、そういうことのボランティアはいつでも受け入れはあります。そして要は倒壊した部分を片付けてくれとかそれは素人でも何でもできるんですが、この雪だけはちょっと特別ですということは知事にも特に申し上げてきました。悪意があって受け入れないとかそういうことではありません。

そういうことですので、本当に除雪ができる人でなければなかなか受け入れがたいということはご理解をさせていただきたいと思っております。体制は十分整えるようにきちんとこれから整備していかなければならないと思っております。

遠山 力君 もう1つだけなんです。今、市長はボランティアだけのお話だったんですが、例えばの話、消防には中部応援協定とか県下の応援協定があります。こういうものは自分たちが手に負えなくなったときは来ていただいて、それは確かに腕がある人とかない人がいますし、豪雪であれば、豪雪地帯の人は腕があるけれど動けない。動ける人は確かに腕がなくて危なっかしい。手はありますけれども、そういうのはあるとしても、消防機関同士の助け合いもあるわけだし、災害対策基本法の30条とか67条なども地方自治体同士で助け合うというのがあります。助け合う応援が決まっているというだけでなく、受けるとき、もらうときのノウハウについて、きちんと防災計画に作っていただきたいというところですが、いかがでしょうか。

市長 今ほど申し上げましたように受け入れ態勢、特にこの豪雪ということに関しての受け入れ態勢というのは、それはやっぱりきちんとできていたものではありませんので、これからの防災計画の中でもそのことはきちんと考慮しなければならない。ボランティ



アであっても、例えば自衛隊であっても、消防の皆さんであっても、来ていただいたけれども受け入れ態勢が全く整っていなかったということは避けなければなりませんので、それはきちんと考えていきたいということであります。

遠山 力君 終わります。

議長 お諮りしますが、質問の予定者はまだ大分いるようですので、暫時休憩いたします。休憩後の再開は11時15分といたします。

(午前10時58分)

議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

(午前11時15分)

議長 第1号報告に対する質疑を続行いたします。

山田 勝君 ちょっとお伺いいたします。24ページの土木費のなかにおけます市営住宅管理費、市有住宅管理費における除雪等の業務委託料という金額があがっております。市営住宅、県営住宅入居者のしおり。入居者の負担によるもの。雪囲い及び屋根、駐車スペース、構内道路の除雪、消雪に要する費用。これは入居者の負担として入居のしおりに明記されております。どういう方面でこれは使われたのかお伺いしたいと思います。

都市計画課長 市営住宅、市有住宅につきまして市の方で執行したお金ですけれども、空き家があります。空き家について入居者の負担というわけにはいきませんので、これは市の負担で空き家は除雪をします。そのほかにこのたびの異常豪雪に伴いまして下雪の処理。これにつきましては本来は入居者の方の負担という考え方でしたけれども、協議をしまして下雪処理の2分の1につきまして市の負担で処理をさせていただきました。そういうことです。

山田 勝君 旧塩沢町当時の入居者のしおりで、除雪、雪囲いは入居者で行ってください。なお鉄筋コンクリートの町営住宅 この時は町営ですね の屋根は町で除雪します。というふうにあるわけです。これが市に合併しますと市の方では屋根も入居者で行ってくださいと。これは福祉の後退ではないかなと考えられます。それともしその雪庇が落ちて下を通行していた人間に怪我等があると、これはどう考えても建物の管理者であります市にその責任が来るのではないかと考えられます。

そういったことで本来であれば屋根雪の除雪については、旧塩沢町当時のようにこれは市でやるべきではないかなと考えられますが。そこまでできなくても最低でも雪庇それから屋根雪除雪に入居者が上がる場合の保険の対応、非常の時の保険の対応ですが、その点まで考慮されて入居者に上がるように指導した方がいいのではないかなと思いますが、その辺、伺いたいと思います。

都市計画課長 旧塩沢町と南魚沼市の入居者のしおりといいますかこの中で、山田議員のおっしゃるように旧塩沢町と南魚沼市の対応というのが違ってきます。違っていました。そのなかでは旧塩沢町のその扱いにつきましては、南魚沼市の例にならっていただくという基本的な考え方でやってきました。

さらに雪庇等につきましてもうちの方で順次パトロールしまして、危険だから早めに処理をしてくださいと。そういうことで自分たちが危険でやれないということになれば、当然業者の方をお願いをしてやってもらうわけですけれども。そういうことで順次パトロールしながら、危険な雪庇があれば早めに業者対応をお願いしたと。自分たちでやれる範囲であれば自分たちで処理をしたところもあります。そうでないところにつきましては業者対応をしたところもあります。

それで保険等につきまして市の方でその分の保険をかけてはいません。すべて入居者の方をお願いをしているとそういう現状であります。

山田 勝君 大変な雪でしたので都市計画の方から11月9日、12月15日、1月18日と入居者の方々に屋根雪を落としてくれという、その文面も丁寧をお願いというかたちで説明をされております。非常に丁寧な対応をされたんだと思います。ただこれだけ回数があったということは、ものすごく費用が入居者にかかりました。入居時に所得制限そういったものを課して入居者を選んでいるわけですので、費用的に非常に厳しかったものと思われれます。

それで社協であります。社協の方で世話をしてくれました緊急小口融資というのがございまして、それを総務課長さんをお願いして、県の方で除雪費用に当ててもらえるようお願いいたしました。そのように緊急小口で除雪に使っていいよという通達を早速出していただいて、本当に入居者の方も良かったと思います。が、やはりそれだけ費用もかかるということもありますので、今後、市の方で最低限、雪庇だけでも入居者の方々が屋上に上がっても危険でない範囲の部分は、市で行うべきではないかと思いますが、その辺伺いたいと思います。

市長 これはやりたいことはやまやまといえますか。そうなりますと市内の全戸をやらなければならない。入居されている方のなかで例えば生活保護世帯とか要援護世帯とか母子家庭も入っていたんですよね。そういう皆さん方には、入居されているなかでそういう該当される方には、補助金といえますかそれを給付したわけであります。

そうでない方は一般的にやっぱり、一般的にといえますか一般の方と同じという考え方がありますので、そこだけ市が除雪をするとそうなりますと入居費を今度は上げていただくと。そういう対応をとらざるを得ないということでもあります。町営住宅に入っているからすべての皆さんが、何かその助成対象になる方だというとはえ方ではないわけであります。一般の普通の方、住居、住むに非常に困っている方ということでありまして、所得が低いから入れているとかそういうことではありませんので。そういう特殊な方については、すべてそういう援助の手がありますけれども、一般に入居されている方は原則やはり自分で自分のことはやっていただくと。

今回は本当に対応が大変でありましたので、下雪の処理については若干のことは、じゃあ私もやらなければならないということでありました。通常の雪の場合でもこれだけの豪雪の場合であってもそうですけれども、市で市営住宅の屋根の雪、雪庇落としをやっていく

という考え方は今のところもっておりません。

高橋郁夫君 資料ナンバーの1ですが、小中学校の耐震調査に関連してお伺いしたいんです。耐震調査ということで262万2,000円ほど付いているわけです。今後、市でほかにも診断しなくちゃならない施設があるのかなと思います。それも含めて今後どの程度をみているのかと、その調査の発注先についてちょっとお伺いしたいんですがお願いします。

市長 発注先等については後ほどお答えいたしますが、ここにはこれは1次診断分であります。そしてまた3月の補正で出てまいりますけれども、市内の小中学校の体育館が9つあるんですね、確か該当されるものが。大崎小学校の体育館につきましては改築をしていかなければならないという方向でありますので今回は除外しましたが、残る8施設については、17年度の補正予算で2次診断そして耐震工事まで、すべて文科省の方から補助をいただけることになりましたので、そういう対応をさせていただいているところであります。

発注先につきましては契約の方からお話を申し上げます。

学校教育課長 ここに載っています1次診断につきましては大和地区の昭和56年以前の建物について行ったものでありまして、それぞれ資格のある1級建築士等に見積りをいただいたなかで大和の設計業者の方をお願いをした内容であります。

高橋郁夫君 それでは設計業者は大和の業者というかたちだと思っておりますけれども。今後こういった耐震調査も含めて、例えばしらゆり荘の設計委託料で金額ももう出ているわけなんですけれども、これはどういったかたち。委託というかたちなんでしょうけれども、結局競争入札でやらないのかという疑問。それとできれば今後今、市ではなんととっても景気がまだ上向いている状態じゃないわけですので、市の設計業者なりまた施工業者ができないものであればこれはいたしかたないと思っておりますけれども、できるだけ今後は市のなかの業者を使っただいて、税収も上げていただいと考えるかがいかがでしょうか。

市長 当然そういう基本方針ではありますが、この福祉センターにつきましては、現存している福祉センターの調査をああいうことが発覚してからやっていただいた。これはやはり市内の業者ということになりますと非常にいろいろ利害関係も絡む、いわゆる業者間でですね。それで全く市外の信頼のおける方に、これはもう私どもの方でお願いをしました。当然あとで見積もりは取っておりますし、いろいろあわせても。ですのでこの総合福祉関連でしらゆり荘につきましてもその業者であります。これは今ほど申し上げましたように福祉センターの方の調査もやっていただいた、そしてこれもやってもらうということで総トータルのには非常にある意味では安くなるということでもあります。

それから3月のことですので言っておきますが、これから2次診断それらにつきましても、もう3月、2月のうちにその成果を出さなければ補正に間に合わないという、国の方ですね。そういうこともありましてそれこそ市内の業者に全部お願いをしましたがか全く対応ができないと。県の建築士協会にもお願いをしましたがか対応ができないということのなかで、ピンポイントといいますか個々に、個々にあたってみましたら、市内、県内のなかで2つの業者がやれるということでありましたので2つの業者に、これはもう匿名的にお願いをしたと

ころであります。そういう事情がございます。一般的には当然ですけれども市内の業者を優先させて入札を執行していきたい。見積り合わせの時には同じであります、そういうことで緊急的だというふうにご理解いただきたい。

高橋郁夫君 私の聞いた話だと確かに2月までということ 最初は3月の半ばまでということ、市内の業者みたいなかたちだったなかで、2月末までということ、市長がおっしゃるように間に合わないというかたちがあったと思うんです。その時点では何か聞いた話だとちゃんとしたものを出すというかたちだったのが、今回出したのは略式でいいような。略式でいいのであれば市内の業者でもできたんじゃないかということも聞いているんですけど。それはそれとしてもう発注したのは仕方ないにしても今後ですね。今後やっぱりなるだけ市内の業者を使って、設計にしても施工にしてもそういった方向でいていただきたいと思いますがよろしくをお願いします。

市長 おっしゃるように当初は3月の中旬頃まででもいいかというような文科省、県からの話もありましたが、やはりそれではちょっと間に合わない。もう2月いっぱい、この建築審査会を、2次診断をやった場合は通さなければならない。そこで若干の変更があってもかまいませんけれども、ある程度耐え得るような部分までやっていただかないとこれはだめですということでありました。ですのでおおざっぱにこれはいくらだ、これはいくらだなんてことであれば市内の業者も確か対応できたと思うんです。けどもその辺は度々打ち合わせをしながら、最終的には市内のいわゆるその組合の皆さん方、建築士会ですか、その皆さん方のご了解をいただいております。

そういう若干の期日のずれといいますか、それは1～2度変更がありましたのでそういうかたちにはなりましたけれども、当初は確かに3月初旬かその辺でいいんじゃないかというお話がありました。がやっぱり2月ということに最終的になって、その後そういう対応をして対応ができないということでしたので、そういうお願いをさせていただいた。手順は一応全部踏んでやらせていただいておりますのでご理解いただきたいと思います。

高橋郁夫君 終わります。

岩野 松君 3点ですかお願いします。まず18ページの上町保育園のことです。社厚にはもう設計図を出されたというふう聞いております。先日ある保護者の方からもその設計図の説明会があったというふうに聞きました。先ほどの話ではないですけども、これは国のあれで前倒して今回初めてこういう予算というかが出てきたんですけども。

この問題がどうこうというわけではないんですけども、指定管理者の問題で私は反対しているんですが、この前の指定管理者の中では上町保育園というのは載っていませんでした。けれども新築する時には、という臭いも聞きましたので、これからどういう方向でそれが進まれるのか。

それと公募でやりたいということも指定管理者にする保育所に関しては、というのを前にも市長は答弁されたことがあったと思うんです。旧六日町の段階でめぐみ野保育園に関してはもちろん指定管理者の制度があったわけじゃないですから、案文に前からお願いする人を

決められていたみたいなかたちのなかで、あれがああいうかたちで今、公設民営化になったという経過だったと思います。そのなかでは設計段階のなかでも、そのやる方の意向が結構盛り込まれた設計がされていたんです。そこら辺のこれからの方向ですけれども経過をお聞かせいただきたいと思います。

それと災害救助費の問題です。災害救助費そのものじゃないですけど、今回県から除雪機械の貸与というか、貸してもらえというのが、初めて災害救助に対しての突破できた前進的なことだと私は思っています。この南魚沼市でどれくらいそれを利用されたのか。それからそれに対して県から来てこれは行政対応だという言い方を聞いておりましたけれども、その行政への対応はどうかたちでどうされたのかというのをお聞かせください。

それともう1点は、今回の異常な豪雪のなかで倒壊した家屋があります。それで旧じゃないけれどこの南魚沼市のなかで、もうそれは使わないからかまわなくていいよというものもあったというふうに聞いていますし、先ほどの課長答弁のようにそういうところでも隣接に対しては対応したというふうに聞いています。雪が消えれば壊れた家屋になるんですが、その場合のなんて言うんですか当事者がおられたり、それを撤去するとかというのに対しての費用面がどうなるのかということもお聞かせください。以上です。

市長 1点目をお答えいたしまして2点目、3点目は担当の方からお答えいたします。上町保育園につきましては再三申し上げておりますように公設民営で行きます、行かせていただきます。それで当然指定職管理者制度に則ってやるということでもありますけれども、18年度中に建築が終わるわけですので19年からになります。そして当然ですが公募いたします。めぐみ野保育園の時代はそういう制度もありませんでしたし、そういう経過を含めて今の方がやってらっしゃるわけですけれども。

ですので今回は設計段階でも何でも、いわゆる保育園を運営している皆さん方は全く意見といたしますかそういうことは聞いておりません。保護者会とか地域住民の皆さん方にはそれを示しながら説明会を開催しております、また23日に上町の皆さんの保護者会それから住民の皆さん方でしょうか、の説明会といたしますかそれもありますけれども。

これは岩野議員、何度かお伺いしていただきましたが、もう公設民営でやらせていただくと。指定管理者制度に則ったかたちでやらせていただくということでもあります。あとはじゃあ機械とそれについてはお願いします。

福祉課長 先ほどの倒壊家屋の処理の関係でございますが、これにつきましては基本的には所有者ということですが、どうしてもその所有者が見つからない、道路に落ちているという先ほど言いましたように交通の障害だとか、隣接者に対しての被害が確実にになっているというふうなことの部分については、救助法の方で対応できますが、一般的には所有者を探して対応してもらおうということになります。

総務課長 県からの災害救助法によります重機の貸付けにつきましては、バックホーが6台、4トンダンプが10台、今借りております。各本庁舎、塩沢庁舎、大和庁舎でバックホーにつきましては2台ずつ管理をいたしまして、各行政区を中心に貸し出しをやっており

ます。

費用につきまして、運転手等オペレーターにつきましては地元で見つけていただき使っていただきまして、費用につきましては災害救助法の中で、燃料費、人件費等につきまして支払いますと、こういう体制になっております。以上でございます。

岩野 松君 今のものでは行政へはどう対応したのかをちょっとお聞かせいただきたい。あとでいいです。

保育所のことなんですけれども、そうすると公設民営になるとやっぱり上町保育園はこの南魚沼市から離れるというふうに考えていいわけですよ、公設民営になればね。私はその保母さん方の交流がどうなるのかなというのもちょっと懸念されて、段々そういう同じところの保育園は同じところの保母さんだけのなる、指定管理者のなかでのそういうものがないのか悪いのかと思うんですが。私は悪いと思っているんですけれども。結局そういう保母さん方は要するに変わることは絶対ないというふうに考えていいですし、今、上町保育園で仕事しておられる方は結局、南魚沼市の中の保母さんとしてそれ以外の保育所にその時点ではなるといふふうに考えていいわけですね。

市 長 今の上町保育園に勤務していらっしゃる保育士さんは、当然南魚沼市の職員ですので、そこが公設民営になれば市の中の保育園にまた異動していただくということでもあります。あとはどなたが受けていただくかわかりませんが、それぞれやはりそういう社会福祉法人の資格を持っていらっしゃる方ですので、そこに来たからずっと保育士が全く変わらないんだなんてことには、私はならないんだと思うんですけれども、それはわかりません。どなたが受託していただくのかわかりませんので。

ただやっぱり考えれば市内にも2つ、3つ保育園を運営していらっしゃる方がいらっしゃいますし、そうであればそこの交流もあるわけです。そこへ決まったからもうその保母さんは保育士さんはまん後末代動かないなんてことには、私はならないと思うんですけどこれはちょっとわかりません。公設民営ということですので施設は私たちの所有でありますし、運営は民間にお任せをするとそういうことでもあります。

総務課長 行政区の使用の実態といいます行政区はどうしたかということでございます。行政区から計画書を作っていただきまして行政区、区長さんから中心になってやっていただきますが、各その行政区の方でオペレーターを雇っていただきます。そういう中で計画書に基づいて作業していただきまして、その費用につきましては救助法の中で市がいったん支払いますと、その後、県の方から費用が入ってくるとこういう内容になっております。

岩野 松君 私のちょっと言い方が悪かったです。いわゆる各区の方へは、連絡はどういうかたちでされたのか。それからそういうところで利用したところはあったのかということをお聞きしたかったんですが。

総務課長 区の方では災害救助法の関係で重機を借り上げできますと。使用につきましては救助法の適用世帯でございますので生活弱者のところの除雪作業に使っていただきますので、希望の方につきましては計画書を出していただきたいということで。出していただい

た中で日程調整をさせていただきまして、かなり今、使っていただいております。現在もまだ使っていただいております。ちょっと総数につきましては今、把握しておりませんがそんな状況でございます。

寺口友彦君 18ページのしらゆり荘の改修設計業務委託料、392万7,000円についてですけれども、その目的と内容が何かということをお伺いします。

市長 この目的は、あそこを福祉センターとして利用するについてはどういう改修をすればよいか。私どもの希望もあります、こうしてもらいたいという。今の浴槽では非常に小さいです。浴槽を1つ設けてもらいたい。それから社会福祉協議会の事務局が入らなければなりませんので事務室としての改造。あそこはご承知のように階段で上がるようになっております。ですのお年寄りの皆さん方には非常にそういう面では負担になりますので、1階と言いますか今のロビーのところまで上がるについてのエレベーターの設置とかそういうことが主なものであります。

そして当然ですけれども耐震 耐震調査というのはしましたか。(「しました」の声あり)それも含めてです。そういうことで福祉センターとして、坂戸にあった総合福祉センターとほぼ同じような機能をあそこに発揮させるにはどういうふうにしてどの程度かかるんでしょうか、というのがその目的であります。

寺口友彦君 12月の定例会で財政健全化計画が了承されたわけでありまして。その事業の見直しの中に「その事業の重要性並びに緊急性を精査し」という文言があります。当然このしらゆり荘問題についても、そういう方向で3月の定例会で当初予算に載ってくるものと考えておりますけれども、私は12月の定例会でも申しましたようにサービスの内容そのものを精査し、そのサービスの提供の方法まですべて考えていくべきではないかと、こういうふうに思っております。

今回はまだ当初予算ではありませんけれども、その当初予算に載せるその方向としても、財政健全化計画のなかでの方向に則ったそういう予算の作成になっているとも確信しておりますけれどもそこはいかがでしょうか。

市長 当然といえますかこれだけが特殊だという部分ではありませんので。ただ内容の見直しといえますか福祉センターとしての機能はもう備えなければなりません。福祉センターとしてのサービス内容については、そう変えるつもりはございません。

社協の皆さん方があそこにまた入っていただくわけでありましてけれども、社会福祉協議会の運営的なものについては、当然厳しい見直しをしていただきまして、人件費分も含めてそういうことの対応をお願いしているところであります。

ここは特別だから何でもしませんがなんていうことではなくて、これは財政健全化計画を作っている最中に出てきた問題でありますので、当初から想定はしておりませんでした。思わぬ出費ではあります。思わぬ出費ではあります。寺口議員おっしゃったように当然トータル的なその見直しといえますかそういうことは加えながらやっていくということでありませぬ。

寺口友彦君 終わります。

牧野 晶君 合併特例債についてです。今年度、補正を入れて約18億円になったわけですが、事あるごとに確か合併特例債は総額の半額程度に抑えるというふうな説明があったような気がしたんですが、その観点のちょっとこの説明をいただきたいと思います。

あとそれと車を何台か購入したということですが、その理由について庁舎間を移動をするために車が必要になるということですが、私の感覚からしてみれば合併したんだから逆に車を減らしていけるんじゃないのかな、効率的運用ができるんじゃないのかなという点があるんです。なのに庁舎間を移動するために車を買う必要があるという言い方というのは、そういうふうな言い方をしないと要は補助事業としてお金が来ないというふうな。けれども公としては市民感情というか私の考えのなかでは、ちょっと筋が通らないんじゃないのかな。というのと同時に今、本庁舎方式を検討をしている。それなのにまた庁舎間の移動というふうなことを言うというのは、整合性がちょっと合わないんじゃないのかなと思うんですが、その点のご答弁をいただければと思います。

あと保育所の公設民営についての話がありました。基本的な考えとして建て替えの時に公設民営をやっていくということですが、建て替えじゃなくてもできるんじゃないのかなという思いがあるんです。そういうのは現在この市の中で公設民営でやっているところがあるわけですが、そういうところと話した結果でのこういう答えになっているのか。ちょっとその点について以上3点お願いします。

市長 特例債であります。これは極力抑えていくという方向でありますけれども、やはり前にも触れましたが、今までいわゆる合併したからやらなければならないという事業でなくて、もう当然、各町でやらなければならない事業というのがありました。やはりそれに有利な特例債を向けて、そこで採択してもらって特例債適用でやっていこうということは今ずっとやっております。

18年度からは具体的に新市建設計画に基づくまた建設事業の部分も出てくるわけですが、総体的にはやっぱり極力抑えたいと。半分に抑えられるか3分の2になるかなんていうのはちょっとまだ予測はつきませんが、相当厳しく抑えてはいきたいと。

ただやらなければならない事業の中で特例債対応が、市の財政にとって有利だという部分が出てくるわけですね。そういう時にはその特例債は当然活用させていただきますが、トータル的な部分で財政にきちんと貢献できる有利なことを、特例債を活用しながらやっていくということでもあります。半分なんていって、たがをはめないでいただきたいと思うんですけど、そのくらいの気構えでやっていかなければならないということは申し上げました。

保育所につきましては、やっぱり今、既存の保育所を公設民営というには若干無理があるかと思えます。ただ保育士さんの定数管理的なものをこうやっていけば、何年後にはそういうことが生じてくる可能性もあります。そして基本的にやはり私は、保育園は将来的にはすべて公設民営の方がいいだろうという思いでありますので、機会があればやはりそういう部分は捉えながら民営化を進めていきたい。



その民営化を進めるにあたってそれこそ既存の、民間でやっていらっしゃる方たちとの相談なんては全くやっておりません。そこまではまだ。その方たちに相談をしてもらちが明くわけではありませんので、方向性を出してそれに対応できる皆さん方からやっていただくということでもあります。

財政課長　それではご質問の自動車の購入の件でございます。いろいろ先ほど申し上げましたように庁用車の買い替えをやりたいということで、軽自動車については、ただ買い替えということでは補助金の方が上手くないということでございますので、そういうようないろいろの事情、理由を付けて買わせていただくということでございます。

それから普通車のバンもありましたがこれは文書の配送。通常ですと庁舎、病院、公民館とか、それから畔地の水道とかいろいろなところの施設を回しておりますが、そういうような車を買いたいというようなことです。

それからワゴンにつきましては先ほど申し上げましたように、小規模校の子供さんの課外活動などに利用できるというようなことで、そういうような予定で買わせていただいております。

牧野 晶君　公設民営に関しては、既存のものも要は建て替えをしなくてもできるかどうかというのは、話し合いをしてもいいんじゃないのかな、という私は思いがあります。

あとそれと特例債に関して言えば確か合併当時の財政シミュレーションの中で、要は既存の単なる起債部分を特例債を使うことによって、単なる起債部分をちょっと割り振りをして確か半分だか3分の1は特例債に振り替えてやるというふうなシミュレーションも出ていたと思うんです。その中で半分、100パーセント使うのよりも50パーセントの方が、赤字が少ないというふうなものがあったわけです。小泉改革のいう40兆円というたがをはめるのがいいのか悪いのかという点でいえば、私はある意味、目標としてやっぱり半分という目標というのは非常にいいことじゃないのかなと。それを今からちょっと甘く見積もるといいうのはあまりいい姿勢ではないんじゃないのかなと思うんですが。その点についてまたもう1点いただければと。

市長　私も何と申しますかどんどん使うだけ使ってしまうということではなくて、さっき触れましたように既存のやらなければならなかった事業があるわけですね。そこに特例債を向ければそれだけ市の財政としては有利だという部分が。そういうところにも特例債が相当回って出ますので、総額として特例債が増えて一般の起債が減るといいうことにはなると思います。

それで30兆円なんていうたがを小泉さんははめて、それを破ってどうしたということがありましたけれども。私も額で、特例債はもういくらくらだなんていって決めていただかないでいただきたい。極力、要は財政的にきちんとしたなかでやっていかなければなりませんので。今からじゃあそういったものを全部青天井に使うんだぞという気持ちではありませんので、その辺はご理解いただきたいと思っております。じゃあちょっと詳しいことは財政課長が。

財政課長　それでは特例債についてご心配されている向きでありますのでちょっとお答えさせていただきます。特例債につきましては3町合わせますと247億円ほど借りられるという限度額がございます。これは全額借りた場合と半額借りた場合というようなことでシミュレーションはさせていただきました。その時点で申し上げましたが全額借りるようなことはない。それ以降もそのようなご答弁をさせていただいたかと思えます。

その中で年度の借り入れが18億円になっていると。年間18億円で10年、180億円とかなりの高額になるんじゃないかというのが、たぶん心配されているところだと思えます。今年の場合は基金の借り入れが9億円ほどこの中に入っていますので、実際的に施設の方はその半分になっておりますので、そこはちょっと心配されている向きがありますが、そういうことなんです。

若井達男君　2点ほど伺います。1点が16ページ、大和のスマートインター消雪設置の緊急ということで、昨年11月これも専決で井戸と消パイが専決された。そしてその後、電気の繋ぎ込みというようなことが豪雪のために遅れて発電機の設置というのがこの200万円だ、というふうに説明を私は受けました。この後がどういうふうになるのか。発電機の設置のままで用が足りるのか。やはり社会実験をやっております目指すところは恒久インターであり、そしてETC車に限らず普通車の乗り入れも目指すところは、この市内3ヶ所のインターが乗り入れができるというふうになるわけです。この取り扱いはいかがなものであるかどうか。

そしてあわせてこの社会実験も再三の延長をしてくれております。今度は3月31日が最後だと。最後ということはありませんが3月31日でまた延長が切れるというわけですが、そこまでの時点で、どういった今後の恒久的なインター設置に向けたなかの見通しがたつのか。その辺をひとつお聞かせください。

もう1点ですがこの福祉センターの問題は今日、本当に大勢の皆さんが議論をされてきております。そしてそのなかにこの福祉センターに限らず今、世の中でにぎやかにしております堀江メール、そういったものの信憑性の云々というものがあります。やはりこれらはメディアの一人歩き、動きということによって、かなり執行者また考えている方の方向等が左右されてくるんじゃないかと思えます。

市長の先ほど答弁にありましたように、電話1本でテレビが全国に放映をしてしまう、あわせて数字も走っている。そして新聞活字は、こういう方向で考えているという表現があったとしても、そこに記者の主観が入って、訴えるのだと。5億円の損害賠償をするのだと。私もこの問題につきましては、それなりにそれぞれの新聞は目を通しました。やはりなかには、そういう方向で考えている、という記事も載っております。断定だけではなく。それだけに市長発言も、本当に市長は苦慮をされているというところを理解いたします。

そこで総合福祉センターですが、私は早急に今のしらゆり荘を買収していただいて、早急に今回の約400万円、大きな設計委託料ですがそれを有効に使っていただいて、一日も早くこの総合福祉センターに代わる施設を市民に与えていただきたい。これが市民への理解の

一番の近道だというふうに私は考えております。

あのしらゆり荘は今から20数年ぐらいです、わずか。たぶん昭和57年だったか58年の建設です。まだ20年わずかです。そして当時地盤が軟弱だったために、基礎についてはコンクリパイルをセメントで巻き込みながら今の建物が出来上がっております。そういうことで先の中越大震災においても、この市内そういったなかでも極めて被害の少ない建物であるというふうに私は理解をしております。

そういう点でこれを市長に伺いますが、どんどん今、スピード化した時に、市民が利用される時期は早くていつごろになるか。その1点と先ほどのスマートインターについての取り扱いをお伺いいたします。

市長 ありがとうございます。しらゆり荘の件であります、3月の定例議会で新年度予算を議決いただければ、4月1日以降すぐ発注をしなければならないと思っておりますけれども、今聞きましたらやっぱり6ヵ月くらいかかるそうです。そうしますと早くて10月。もうちょっと早くならないのかなと思っておりますが、1日も早く今議員おっしゃったように。これはもういろいろ申し上げても市民の皆さんになんら落ち度があったわけではなくて、そういうことでありますので一日も早く代替機能としての施設を整えたいと思っております。

スマートインターにつきましては、私どもも目指すところは恒久設置でありますし、今そういうことに向けて国交省、県とそれぞれ対策をスクラムを組みながらやっているところであります。私は楽観的に見ていますけれども、まだこれちょっと実情的にはわかりません。電気の関係やそういう部分については担当課長が申し上げますのでお願いします。

企画情報課長 このインターの除雪等の経費でございます。先ほど財政課長の方からご説明があったように、今年、予期しない雪が12月に降ってしまったというようなことで、当初、電柱の設置も課程に入れていたわけでございます。けれどもそういったことが重なりまして、たまたま電柱設置の場所を高速道路の除排せつの雪を捨てる場所だったというようなことで、12月25日になりますと2メートル10センチくらいの積雪が大和庁舎の方はあったわけです。そういったなかでそこにまた排せつしたというようなことで非常に積雪量もあり、電柱設置についての工事が遅れてしまったというのが第1点でございます。

そういったなかで高速道路の方との話し合いの中で、今回の社会実験を行うために冬期間の除雪に対しては市は全面協力いたします、というようなかたちのなかでまいってきたわけでございます。そういうなかで電柱は設置されなかったというようなことです。その間につきましては職員等で除排せつに出た、というようなかたちのなかで対応をしてきたわけでございます。けれども再三にわたる高速道路の方からの要請もありまして、なんとか水をというようなかたち。機械の一部分センサーにあたる部分については、なかなか機械除雪等はできないというようなことで自力でやらなければいけないと。そういうなかで対応をせざるを得ない。

それで井戸を設置してそれに対して消雪をしていただきたい、こういうことできたわけで

ございます。そうしたなかでこの発電機につきましては、一応想定していましたが200万円でもございましたけれども、現時点ではすでに電柱が引かれておりまして、このあとは電気料の方の精算というかたちでさせていただくという内容でございます。実際には現時点、このところでは130万円くらいが発電、供給委託料の経費が現在かかっているというような状態でございますのでよろしくお願いいたします。

若井達男君 さてお昼になりましたらやめますが。スマートインターですが電気についてはわかりました。やはり一番心配されるのは、本当にこの社会実験が成功して恒久インターになるかどうかということです。

そこでもう1点伺いますが、合併前の大和町時代から始まって、ETCの搭載車をやはりこの地元で増やすことだということで、これは合併した年の12月までたぶん5,000円の補助、そういったことがあったと思うわけです。が、今以上のより多くの利用者を募るための新しいそういったアクションというものは考えているかいなか。

私自身とすると、市長はまあまあいい方向じゃないかというような答弁だったわけですが、やはりこれには一人でも数多くの利用者があそこを通過するということが、一番の早道だというふうに考えておりますが、その点1点をお願いいたします。

あと総合福祉センターの代替施設です。市長答弁にありましたように早急にひとつ、市民の願いですので取り組んでいただきたいというふうにお願いたします。これについては答弁は結構でございます。

企画情報課長 インターの先ほど申し上げました助成制度でございますけれども、搭載機等につきましては、先般の11月で一応打ち切りをさせていただいております。先般も会議が県の方であったわけでございますけれども、そういったなかでなかなか伸びないというようなことで、先ほど市長が言いましたように見通しがちょっとまだわかっていないわけですが、

そういうなかで10万台達成記念をしようかというようなかたちのなかで、今回3月の補正には考えているわけですが、イベントをちょっとやらなければならないんじゃないかなど。10万台の達成記念というように若干考えてはございます。少額といいますか金額的には現にある予算と若干あわせたなかで対応させていただくような考え方です。3月上旬がだいたい10万台になるんじゃないかなというなかで、そういった取り組みを前向きにして、県並びに公団の方にアピールしていきたいというふうには考えていますのでよろしくお願いいたします。

若井達男君 終わります。

議長 以上で質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 お諮りいたします。第1号報告 専決処分した事件の承認について(平成17年度南魚沼市一般会計補正予算(第6号))は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第1号報告は原案のとおり承認することに決定いたしました。昼食のため休憩といたします。午後の再開は1時といたします。

(午前12時05分)

議長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午後1時00分)

議長 関保健課長より公務出張のため午後2時より早退の届けが出ております。

議長 日程第5、第2号報告 専決処分した事件の承認について(平成17年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第3号))を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

城内病院事務長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

質疑なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 お諮りいたします。第2号報告、専決処分した事件の承認について(平成17年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第3号))は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第2号報告は原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第6、第1号議案 南魚沼地域広域連合規約の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

企画情報課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

質疑なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第1号議案 南魚沼地域広域連合規約の変更については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第1号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第7、第2号議案 南魚沼地域広域連合の解散についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

企画情報課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

質疑なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第2号議案 南魚沼地域広域連合の解散については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第2号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第8、第3号議案 南魚沼地域広域連合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

企画情報課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたします。今、説明のあった第2条のことです。課

長は、返還をするというなかで県は1億円というような話をされたと思ったんですが、添付資料のなかでは2億円というかたちになっていますけれども、その辺をもう少し詳しくお聞きをいたします。旧4町で1億円ずつ出してそこに県が1億円を足して5億円の基金かなというふうに思っていたわけですが、もう少し詳しく教えてください。

企画情報課長 総体的に基金は6億1,900万円というのは利息を含めて、1,900万円ほどが利息になっておりますけれども、先ほど言いました1億円については連合が設立する時に特別支援金として1億円をいただいているわけでございます。それは補助金としていただいていたので、あとはもう1億円。2億円あるんですけれどももう1億円の方は、ふるさと創生基金でございますか、そういったなかで各町が1億円ずつ出した時の1億円ということでございます。今後は残るのはその5億円と利息が残ってくるということになりますので、1億円だけが県の方へ償還ということになってございます。

笠原喜一郎君 わかりました。そうすると市町圏域のその5億円が残るわけですね。それであとの広域連合ということで来た1億円は返すということで、そういうことでいいわけですね。はい、わかりました。

笛木信治君 今の話ですけれども、湯沢町との関係で解散するわけですが、湯沢町としてはこの業務に関わってこなければ運営していけない部分があるわけですが、このふるさと創生基金、これは返すというような話を聞いておりますが、そのほかの事業においてはあれですか、財産その他、南魚沼市に帰属するわけですが、この湯沢町が関わってくるなかでの湯沢町の負担分とか、あるいは湯沢に帰属する財産とかというようなことでの協議はこれからということでしょうか、若干のお考えありましたらひとつお聞かせ願いたいと思います。

企画情報課長 今現在行われている事務について、このあとまたご説明いたしますけれども、事務委託というようなかたちですべてお互いの協議のなかで、今後今までの従来どおりの事務を進めていくという考え方でございます。

先ほど言いました補助金ですけど、ふるさと基金の方を返すのではなくて、広域連合が設立した時の補助金としたかたちで連合支援金の特別支援金の返還ということです。湯沢の方の基金につきましては解散と同時に、一応返したかたちでまた同じように5億円を積み立てる、というかたちで新しい3月の定例会の方でそういった基金の条例ができますので、そこで積み立てるというかたちになります。

笛木信治君 わかりました。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

質疑なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第3号議案 南魚沼地域広域連合の解散に伴う財産処分に関する協議については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第3号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第9、第4号議案 南魚沼地域広域計画協議会の設置に関する協議についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

企画情報課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

岩野 松君 今の説明で少しわかったかなと思ったけれど、最初これを見た時はさっぱりわからなくて。広域は解散するのに何でまた協議会が必要なのかなという思いがあったんですけれども。市町村広域圏というのが県内に13ヶ所のエリアがあるというなかの、この南魚沼郡のエリアだということで協議会を作るといふような理解の仕方をしていいのかどうかということと、もし湯沢町も一緒に合併したらこういう協議会はなくなるのか。今、新潟県は非常にいろいろなかたちで大きく合併していますけれども、そういうところはどうなっているのかもちょっとお聞かせください。

企画情報課長 前段の部分につきましてはそのとおりでございます。湯沢町と合併した場合1市になるわけでございますけれども、こういったものが圏域として残るかどうかということでございます。必要があれば圏域のなかでの体制を組まなければどうしてもいけないわけでございますので、その辺は合併時点でまた協議になるかと思えます。

実際市が一つになるということになれば、この広域圏の仕事はそのなかに組み込まれるというようにみられますので、協議会そのものはもうできなくていいんじゃないかなというふうには考えます。

あと広域のかなり合併がございましてそういったところの調査は実際現在行ってございませんので、ちょっと資料、把握をさせていただきますのでよその圏域についてはちょっとわかりません。

宮田俊之君 ちょっと教えていただきたいのと委員の構成についてお尋ねしたいと思います。広域連合の方では今までの事業を引き継ぐというご説明だったんですけれども、ふるさと基金事業というようなかたちで、各町づくりの団体に20万円とかお金を出していた事業が、広域の時代にあったかと思えます。そういった事業につきましても引き継いでいくのかということと、関連してですけれども旧塩沢町の時代に、塩沢町地域活性化事業ということでおそらく同じような枠組みで町づくりに関して小さな実行委員会とか、団体にお金を出していたという経緯があります。

市民にとっては広域連合に申し込むのも市に申し込むのも同じなものですから、そういったかたちのソフト事業といいますか町づくりに関してのお金についても、実施を引き継いで



やっただけなのかということをお伺いいたします。

それと委員の方なんですけれども、これを見ますと広域的に観光振興ということも湯沢が入っていますのでありますが、県の方でも地域振興局の方で広域的な観光ということで計画を策定されておられます。ぜひとも一体的にですね無駄のないようなかたちで事業を行うには、委員として振興局の方から担当課長さん、部長さんを招くとか、そういったお考えがあるかどうか。2点をお伺いしたいと思います。

企画情報課長 1点目の方でございます。現在、広域市町村圏の基金でもって行っている事業につきましては、すべてそれらを含めて引き継ぐという内容でございます。そのゆとり創造、潤い、活力そういったなかで現在の基金をもとにした運用益でやってきたわけでございます。そのままそれは市に引き継いでもやるというようななかで、この協議会のなかでそれらを検討していただいて、どういうふう to 実施していくか考えていきたいというふう to 思っております。

それから委員構成につきましては、現在、湯沢町との協議のなかでこういったメンバー10名でございますけれども、今言われた振興局等の分につきましては、場合によってはアドバイザー的なことで参加していただくようなかたちもとれるんじゃないかな、ということでございます。現時点でこの委員のメンバーには含めないというようなかたちで調整が行われたところでございますのでよろしくお祈いします。

宮田俊之君 これは今度、市の方に入るわけでした、こういった協議会といいますが別組織を作った場合に非常にこう簡単に動けるといいますか、手続き上も非常に軽くいろいろな事業が行える 軽くといったら変なんですけれども 部分がございまして、ぜひともその町づくりとかに関して優先的に頑張りたいというふう to 思います。よろしくお祈いいたします。すみません以上です。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑をおわります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第4号議案 南魚沼地域広域計画協議会の設置に関する協議については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第4号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10、第5号議案 事務委託に関する協議についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

企画情報課長 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（発言者なし）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

質疑なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第5号議案 事務委託に関する協議については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第5号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第11、第6号議案 南魚沼地域介護認定及び障害者介護給付費等支給審査会の共同設置に関する協議についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます

企画情報課長 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

質疑なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第6号議案 南魚沼地域介護認定及び障害者介護給付費等支給審査会の共同設置に関する協議については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第6号議案は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。これをもって平成18年第1回南魚沼市議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

(午後1時34分)